

議題1 山北地域の実証運行計画(案)について

【SDGsの方向性】



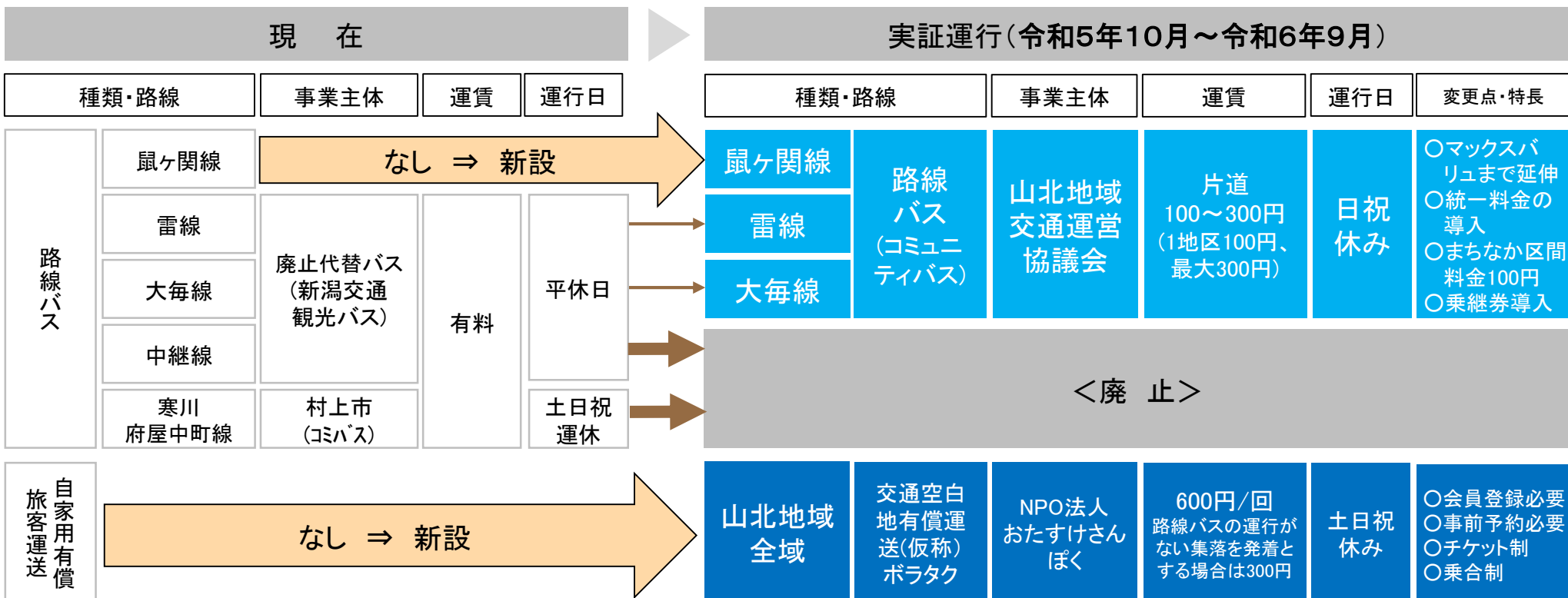
第2期村上市総合戦略
基本目標4-(1)地域を支える仕組みを作る

1 令和5年10月1日からの山北地域公共交通に関する協議

山北地域公共交通再編計画に基づき、山北地域交通運営協議会から令和5年10月1日から開始する実証運行について協議を求めるものです。

全体計画

- ①路線バスの中継線、寒川府屋中町線を廃止、鼠ヶ関線（マックスバリュあつみ店まで）を新設
- ②山北地域全域にボランティアタクシーを導入



2 道路運送法に基づく協議事項__路線バス(第9条第4項)

1 協議する路線

路線：大毎-鼠ヶ関線（大毎-鼠ヶ関（山形県鶴岡市））
雷-勝木線

2 運行系統

定時定路線運行とし、運行系統は次のとおりとする

(1) 大毎-鼠ヶ関線

起点：大毎、終点：マックスバリュあつみ店（山形県鶴岡市）

(2) 雷-勝木線

起点：雷、終点：勝木営業所

3 旅客から収受する料金

(1) 料金

分類	料金
大人	1区間100円（最大300円）
小学生、障がい者	大人の半額
未就学児	無料

(2) 回数券 回数券は1回100円の12枚つづりで販売金額は1,000円とする。

(3) 定期券 定期券は回数券の割引率に準じて設定する

4 適用する期間等

適用期間 令和5年10月1日から

運行日 月～土（年末年始（12月29日～1月3日）運休）

運行時間 別添パンフレットのとおり

運行主体 山北地域交通運営協議会

運行事業者 新潟交通観光バス(株)

(案)

道路運送法第9条第4項、及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書

令和5年8月28日開催の村上市地域公共交通活性化協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

- 協議が調っている路線又は営業区域
路線：大毎-鼠ヶ関線（大毎-鼠ヶ関（山形県鶴岡市））
雷-勝木線
- 協議が調っている運行系統又は運送の区間
定時定路線運行とし、運行系統は以下のとおりとする。
（詳細は別紙のとおり）
 - 大毎-鼠ヶ関線
起点：大毎、終点：マックスバリュあつみ店（山形県鶴岡市）
 - 雷-勝木線
起点：雷、終点：勝木営業所
- 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
 - 料金
1乗車あたりの運賃は下記のとおりとする。

分類	料金
大人	1区間100円（最大300円）
小学生、障がい者	大人の半額
未就学児	無料

(2) 回数券

回数券は1回100円の12枚つづりで販売金額は1,000円とする。

(3) 定期券

定期券は回数券の割引率に準じて設定する

- 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
 - 適用期間 令和5年10月1日から
 - 運行日 月曜日～土曜日（年末年始（12月29日～1月3日）運休）
 - 運行時間 別紙のとおり
 - 運行主体 山北地域運営協議会
 - 運行事業者 新潟交通観光バス(株)

令和5年 月 日

村上市地域公共交通活性化協議会
会長 村上市長 高橋 邦芳

3 自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）導入に関する協議

山北地域の公共交通を補完する新たな移動手段として（仮称）ボランティアタクシーを開始するに当たり、自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の登録申請に関して協議を求めるものです。

●山北地域において交通空白地有償運送を必要とする理由

- 山北地域の公共交通を補完する移動手段として必要
 - バスの人口カバー率約70%（空白30%）
 - バスの時間的空白（運行間隔平均約3時間20分）
 - タクシー輸送力の供給力不足
参考：タクシー営業規模（鼠ヶ関営業所、車両3台、人員1名）
- 地域を大半を山林が占め、海岸と河川沿いに集落が点在し、交通結節点が府屋・勝木周辺に集中している山北地域では効率的な運行が難しいため多様な交通手段が必要
- 移動困難者の移動支援のため必要
 - 高齢化率が50%を超える当地域では、公共交通機関を利用することが困難な住民の移動を支える仕組みが必要

表 地区毎人口とバスによる人口カバー率

単位：人

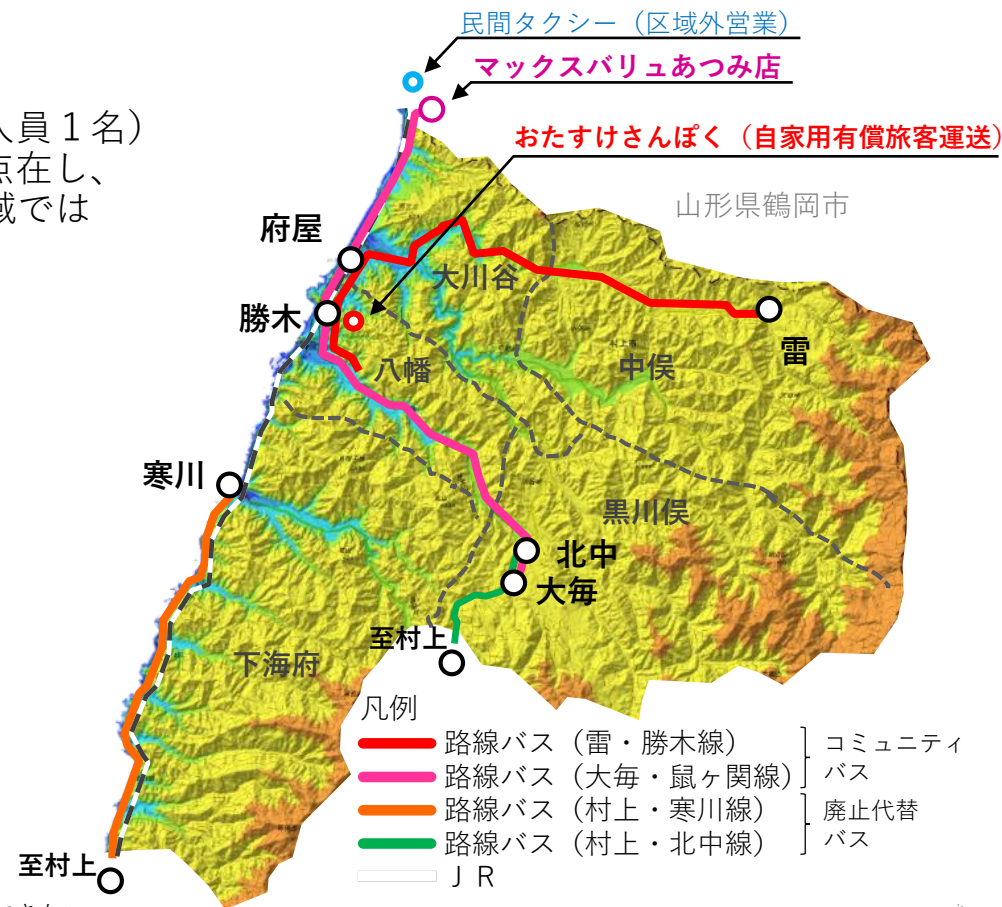
地区	バスあり a	バスなし	合計 c	カバー率a/c
大川谷	1,396	211	1,607	87%
黒川俣	487	184	671	73%
下海府	826	151	977	85%
中俣	178	280	458	39%
八幡	815	311	1,126	72%
総計	2,876	1,963	4,839	71%

住民基本台帳令和5年8月1日

【交通空白地有償運送とは】

バス、タクシー等の公共交通機関によっては地域住民等に対する十分な輸送サービスが確保できない確保するため、営利とは認められない範囲の対価によって自家用自動車を使用して運送を行うもの。

図 令和5年10月からの山北地域の公共交通



国土地理院地図をもとに作成

4 道路運送法に基づく協議事項

__交通空白地有償運送(道路運送法第79条の2)

1 自家用有償旅客運送の種類

交通空白地有償運送

2 運行主体の名称

新潟県村上市勝木730

特定非営利活動法人おたすけさんぽく

理事長 加藤 英人

3 運送の区域

山北地域内に限る。ただし、発着地のうちいずれかがマックスバリュあつみ店又は朝日道の駅（高速のりあいタクシーを利用する場合のみ）となる場合は除く

4 旅客から収受する対価

路線バスが運行している地域

路線バスが運行しない地域
を出発又は到着する場合

600円

300円

5 運送しようとする旅客の範囲

地域住民、その他の当該地域を来訪する者（帰省者等）

様式第1-5号

令和5年 月 日

新潟県知事 殿

(案)

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種類

交通空白地有償運送

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村

(名称) 村上市地域公共交通活性化協議会

(対象市町村) 村上市

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日

令和5年8月 日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

新潟県村上市勝木730

特定非営利活動法人おたすけさんぽく 理事長 加藤 英人

5. 調った協議の内容

(1) 運送の区域

村上市山北地域（ただし、発着地のうちいずれかがマックスバリュあつみ店又は朝日道の駅（高速のりあいタクシーを利用する場合のみ）となる場合は除く）

(2) 旅客から収受する対価（対価の内容を添付すること）

路線バスが運行している地域	路線バスが運行しない地区を出発又は到着する場合
600円	300円

(3) 運送しようとする旅客の範囲

地域住民、観光客その他の当該地域を来訪する者

6. その他特記事項

令和5年 月 日

村上市地域公共交通活性化協議会会長 村上市長 高橋 邦芳

参考 山北地域における自家用有償旅客運送と民間タクシー事業との比較

山北地域のデマンド型交通には2つの形態が存在。
それぞれの特性を生かした使い分けにより、交通資源の維持を図っていく。

サービス内容	自家用有償旅客運送	民間タクシー	備考
利用者登録	原則必要	不要	
当日運行	不可	可	
予約時間	前日（9時～16時）	当日（9時～16時）	
運行時間	8：30～17：00	受付時に相談	
運行区域	山北地域内に限る。ただし、発着地のうちいずれかがマックスバリュあつみ店又は朝日道の駅となる場合は除く	発着地のいずれかが山北地域内であること	
運行条件	発着地のいずれかが自宅であること	なし	
料金	600円または300円	初乗り620円（1,200mまで）、274m毎に100円加算	
乗合	有り	無し	
福祉運送	不可	可	
事業受託	不可	可	・高齢者・障がい者通院等支援サービス事業ほか各種移動支援サービス